

寒川町住民活動補償取扱要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>(対象事故等)</p> <p>第4条 住民活動補償の対象となる事故等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定疾病等 町主催事業に参加中に、参加者が発症した疾病をいい、<u>急性虚血性心疾患(いわゆる心筋こうそく)、急性心不全等の急性心臓疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、熱中症(熱射病、日射病)、低体温症、脱水症、病原性大腸菌O-157等の細菌性食中毒</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傷害事故の補償の額)</p> <p>第7条 傷害事故における補償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導者等又は参加者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、<u>1,500万円</u>を支払うものとする。</p> <p>(2) 指導者等又は参加者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、<u>1,500万円</u>を限度とし、その後遺障害の程度により支払うものとし、その区分については保険契約約款の区分を用いるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(対象事故等)</p> <p>第4条 住民活動補償の対象となる事故等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定疾病等 町主催事業に参加中に、参加者が発症した疾病をいい、<u>熱中症、日射病又は細菌性食中毒</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傷害事故の補償の額)</p> <p>第7条 傷害事故における補償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導者等又は参加者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、<u>500万円</u>を支払うものとする。</p> <p>(2) 指導者等又は参加者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、<u>500万円</u>を限度とし、その後遺障害の程度により支払うものとし、その区分については保険契約約款の区分を用いるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要綱は、平成22年10月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この要綱による改正後の寒川町住民活動補償取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に支給すべき事由の生じた事故について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた事故については、なお、従前の例による。</u></p>